

# 不正競争防止法を巡る状況について

2021年12月

経済産業省知的財産政策室

## 【目次】

1. 不競法のこれまでの動き
  2. 営業秘密を巡る動向（平成27年改正以降の状況）
    - （1）営業秘密関連の刑事事件の推移等
    - （2）主な海外流出事案
    - （3）情報漏えいの傾向（IPA実態調査2020から）
  3. 限定提供データ・技術的制限手段を巡る動向（平成30年改正以降の状況）
    - （1）限定提供データを巡る動向
    - （2）技術的制限手段を巡る動向
- （参考資料1）令和元年度以降の取組み
- （参考資料2）主要国（米国・欧州・中国）における営業秘密保護法制の動き
- （参考資料3）不競法の主な事案

# 1. 不競争法関係のこれまでの動き

## 法令・指針等

「営業秘密管理指針」の全部改訂 (H27.1)

**不正競争防止法の一部を改正する  
法律の成立・公布 (平成27年改正)**

- ①営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上 (法定刑の引き上げ、非親告罪化、不正使用の推定規定、営業秘密侵害物品の譲渡行為等の規制)、②営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備 (未遂処罰、転得者処罰、国外犯処罰の範囲拡大)

**不正競争防止法の一部を改正する  
法律の成立・公布 (平成30年改正)**

- ①「限定提供データ」に係る不正行為を不正競争行為として追加、②技術的制限手段に係る規律強化、③証拠収集手続の強化

**不正競争防止法施行令 (営業秘密の推定規定)  
施行 (H30.11.1)**

「営業秘密管理指針」改訂、「限定提供データに関する指針」の策定・公表 (R.1.23)

**平成30年改正 (限定提供データに係る改正事項)  
の施行 (R1.7.1)**

### 特許法等の改正

- ①令和元年 (査証制度、損害額推定規定 等)
- ②令和3年 (第三者意見提出、模倣品個人輸入規制 等)

「外国公務員贈賄指針」改訂版公表 (R3.5)

## 普及啓発・その他の取組み

2015  
(平成27年)

INPIT「営業秘密110番」の設置 (H27.2)

2016  
(平成28年)

「秘密情報の保護ハンドブック」の公表  
(H28.2)

IPA「企業における営業秘密管理に関する実態調査」  
公表 (H29.3)

2018  
(平成30年)

「制度研究会」(R1.5~R2.1)の実施

- ・「渉外事案の適用関係の概要と民事訴訟における考えられる主張ポイント集」(R2.6公表)

2019  
(平成31年  
令和1年)

「海外における営業秘密漏えい対策支援事業」の開始 (R.1.4~)

- ・「中国における営業秘密管理マニュアル」(R2.4公表)
- ・「タイにおける営業秘密管理マニュアル」(R3.4公表)
- ・「ベトナムにおける営業秘密管理マニュアル」(R3.4公表)

2020  
(令和2年)

「テレワーク時における秘密情報管理のポイント」  
公表 (R2.5)

2021  
(令和3年)

「データ利活用のポイント集」公表 (R2.6)

IPA「企業における営業秘密管理に関する実態調査  
2020」公表 (R3.3)

## 2-1. 平成27年改正以降の状況（営業秘密関連の刑事事件の推移、普及啓発動向について）

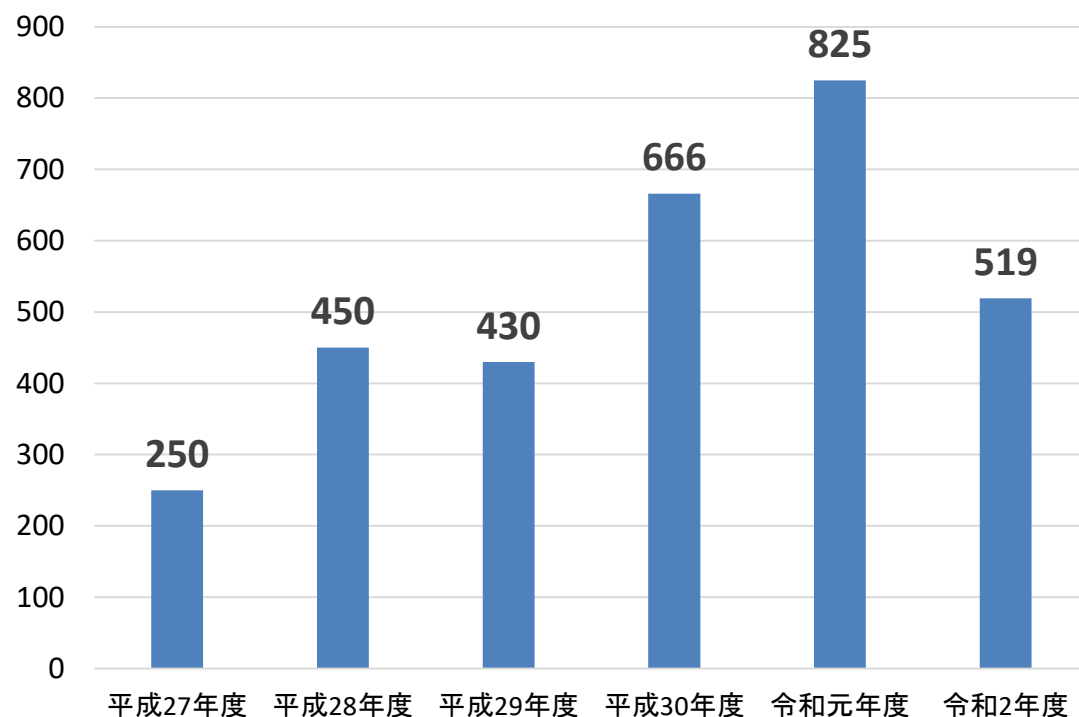
- 平成27年改正とともに執行機関との連携も強化。
- 平成28年から29年にかけて営業秘密の相談件数は急増。令和2年はコロナ感染拡大の影響により相談件数は減少しているものの、着実に認知が進んでいる状況。

### ・近年の営業秘密侵害罪（検挙件数・相談件数の推移）

|        | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 検挙件数   | 5     | 11    | 12    | 18    | 18    | 18    | 21   | 22   |
| 相談受理件数 | 12    | 29    | 26    | 35    | 72    | 47    | 49   | 37   |

※警察庁「令和2年における生活経済事犯の検挙状況等について」に基づき作成

### ・INPITにおける営業秘密に関する相談窓口による個別企業支援（相談件数の推移）



※INPIT官民フォーラム資料をもとに経済産業省作成

## 2-2. 普及啓発の全体像

- 営業秘密侵害の「抑止」に向けた制度整備とともに、侵害・漏えいの「予防」に向けた普及・啓発にも取り組んでいる。

### 【関係者間での連携強化・情報共有の促進】

#### ● 営業秘密官民フォーラム

- 平成27年、官民の実務者間で、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に係る情報交換を行うための「営業秘密官民フォーラム」を立ち上げ。
- 年1回、産業界、産業界支援組織、関係府省等の実務者が参加する会合を開催（これまでに7回開催）。
- 令和3年6月には、米国連邦捜査局（FBI）から、米国における営業秘密侵害に関する事例紹介あり。
- また、毎月、メールマガジン（営業秘密のツボ）を発信し、情報共有・啓発活動を推進。



### 【営業秘密の管理・漏えい防止に向けた啓発資料の作成】

#### ● 秘密情報の保護ハンドブック・てびき

- 営業秘密を含む企業が保有している秘密情報の漏えい防止に向けて参考となる措置を整理した「秘密情報保護ハンドブック」、「秘密情報保護ハンドブックのてびき」を策定し、周知。
- 平成28年から令和3年10月末までにハンドブック：7,700部以上、てびき：45,000部以上を配布。



### 【事業者からの相談への対応】

#### ● INPIT・営業秘密・知財戦略相談窓口

- INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）において、東京の「営業秘密・知財戦略相談窓口」、大阪の「関西知財戦略支援窓口」を設置。
- 中小企業等からの営業秘密や知的財産等に関する相談に対応。（相談件数等は前頁参照。）

### 【事業者（中小企業）に対する啓発活動・個別支援】

#### ① 国内での啓発活動

- 重要技術を保有する国内の中小企業に向けて、情報管理に関係する制度に関する説明会を、関係部局と連携して実施。
- この中で、安全保障貿易管理（外為法）、技術等情報管理（産業競争力強化法）、営業秘密管理（不競法）を説明。（令和2年度：22回、令和3年度：20回(予定)）

#### ② 海外での啓発・支援活動（中小企業アウトリーチ事業）

- 日系企業の海外進出が増加する中で、海外での技術情報の漏えいリスクも増大。令和元年度から実施中。
- ◆ 海外での個社支援 ☞ 詳細は、●ページ参考資料を参照
- 在外の日系中小・中堅企業を対象に、現地の専門家を派遣し、現場でのオーダーメイド式の支援（営業秘密管理状況の確認、改善策の提案等）を実施。
- ◆ 営業秘密管理マニュアルの作成・啓発
- 日本との法制度・ビジネス慣習等の違い、国別の注意点等に焦点を当てた「営業秘密管理マニュアル」を作成・公表。
- これまでに、中国、タイ、ベトナムの3ヶ国について作成。
- また、現地専門家から、個社支援等の経験を踏まえた啓発・成果普及セミナーを開催。

## 2-3. 平成27年改正以降の状況（営業秘密関連の主な海外流出事案の一覧）

- 企業における秘密情報の漏えい対策は着実に進展していると考えられるものの、依然として従業員・退職者による競業会社への持出し、海外への流出が散見される。

| 年月                                  | 企業名             | 事案概要  |
|-------------------------------------|-----------------|---|
| 平成30年<br>10月、12月<br>(判決：令和3<br>年7月) | 川島製作所<br>(神奈川県) | <ul style="list-style-type: none"> <li>電子通信機器の製造販売会社「川島製作所」の元従業員が、光ファイバーに関する独自技術（光ファイバー接続面の測定器具の設計図面）を取引先の役員に漏らしたとして、不正競争防止法違反（営業秘密の領得・開示）の疑いで逮捕・送検された事案（平成30年10月）。</li> <li>なお、本事案では、<b>開示先である香港に所在する企業（同社の取引先企業）の役員も、営業秘密を国外で使用したとして海外重罰規定を適用し、逮捕・送検</b>（平成30年12月）。</li> <li>元役員に対し、懲役1年4月（執行猶予3年）、罰金80万円・香港企業元役員に対し、懲役1年（執行猶予3年）、罰金60万円の判決（令和3年7月7日 横浜地裁）。</li> </ul> <p><b>【刑事】</b></p> |
| 令和元年6月<br>(判決：令和3<br>年3月)           | NISSHA<br>(京都府) | <ul style="list-style-type: none"> <li>電子部品製造大手「NISSHA」の元従業員が、関連会社の事務所で、同社の主力商品であるスマートフォンなどに使用されるタッチセンサー技術に関する情報を、自身のハードディスクに不正に複製したとして、<b>不正競争防止法違反（営業秘密領得・海外重罰適用）の疑いで逮捕された事案（令和元年6月5日）</b>。</li> <li>同容疑者は平成29年12月に同社を退職後、中国にある競合他社で働いていた。</li> <li>元従業員に対し、懲役2年、罰金200万円の判決（令和3年3月17日 京都地裁）。</li> </ul> <p><b>【刑事】</b></p>  |
| 令和2年1月<br>(判決：令和2<br>年7月)           | ソフトバンク<br>(東京都) | <ul style="list-style-type: none"> <li>ソフトバンクの元従業員が、同社に在職中の2019年2月及び3月、在日ロシア通商代表部の職員に対して、同社の作業文書等の秘密情報などを記録媒体に複製して不正に取得し、提供していたとして不正競争防止法違反の疑いで逮捕された事案（令和2年1月25日）。</li> <li>元従業員は、数年にわたって、現金提供（数十万円）や飲食接待の見返りに、同社の秘密情報を提供。</li> <li>元従業員に対し、懲役2年（執行猶予4年）、罰金80万円の判決（令和2年7月9日 東京地裁）。</li> </ul> <p><b>【刑事】</b></p>  |
| 令和2年10月<br>(判決：令和3<br>年8月)          | 積水化学<br>(大阪府)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大手化学メーカー「積水化学工業」の元従業員が、同社在職中にスマートフォンのタッチパネルなどに使われる<b>「導電性微粒子」と呼ばれる電子材料の製造工程に関する機密情報を、中国企業の社員にメールで2回送信した</b>として、不正競争防止法違反の疑いで書類送検された事案（令和2年10月13日）。</li> <li>元従業員に対し、懲役2年（執行猶予4年）、罰金100万円の判決（令和3年8月18日 大阪地裁）</li> </ul> <p><b>【刑事】</b></p>  |

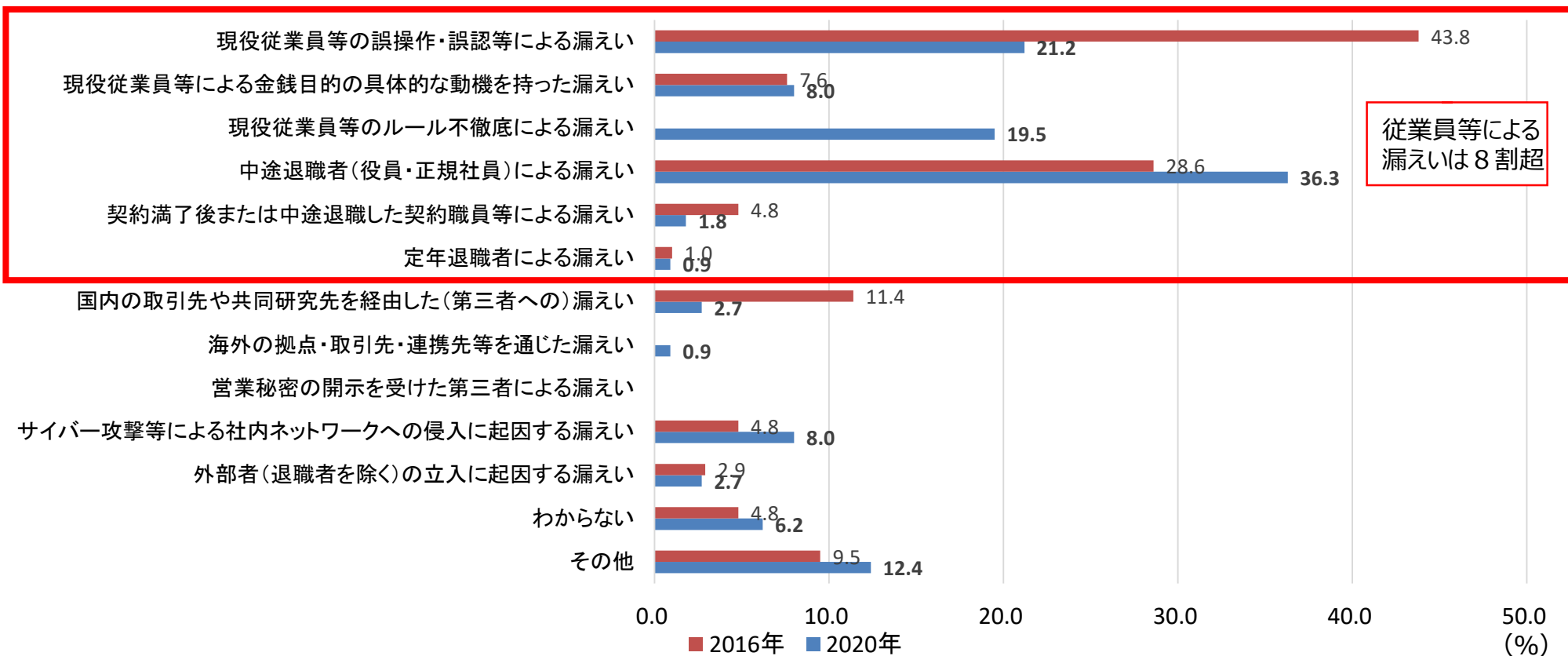


## 2-4. 平成27年改正以降の状況（情報漏えいの傾向①）

- 令和2年度に実施された「企業における営業秘密管理に関する実態調査2020」によれば、従業員・役員（現職・退職者）を通じた漏えいが8割超に達している。
- 現役従業員等の誤操作・誤認（うっかり）による漏えいは前回調査（平成28年度実施）に比べ、約半減。他方、中途退職者による漏えいは前回に比べ、増加。

営業秘密の漏えいルート（経年比較）

（n = 113）

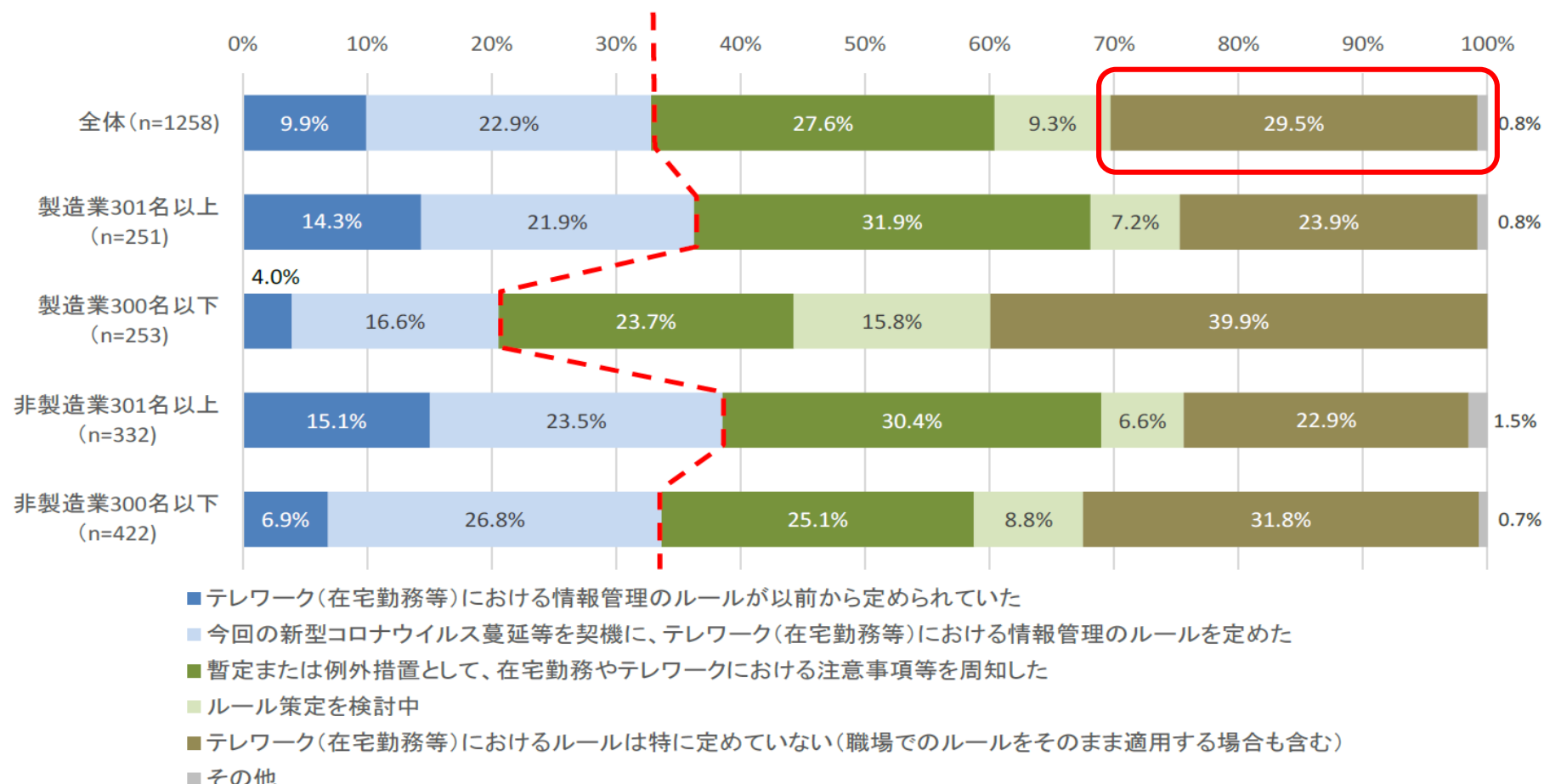


（出典）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「企業における営業秘密管理に関する実態調査」（令和3年3月）に基づいて、経済産業省作成

## 2-4. 平成27年改正以降の状況（情報漏えいの傾向②）

- またテレワークに際しての情報管理ルールの規定状況は、対策に積極的な企業と、そうでない企業の差が顕著。テレワークにおける情報管理ルールを定めていない企業が相当数存在（29.5%）。

### テレワーク情報管理ルール規定状況

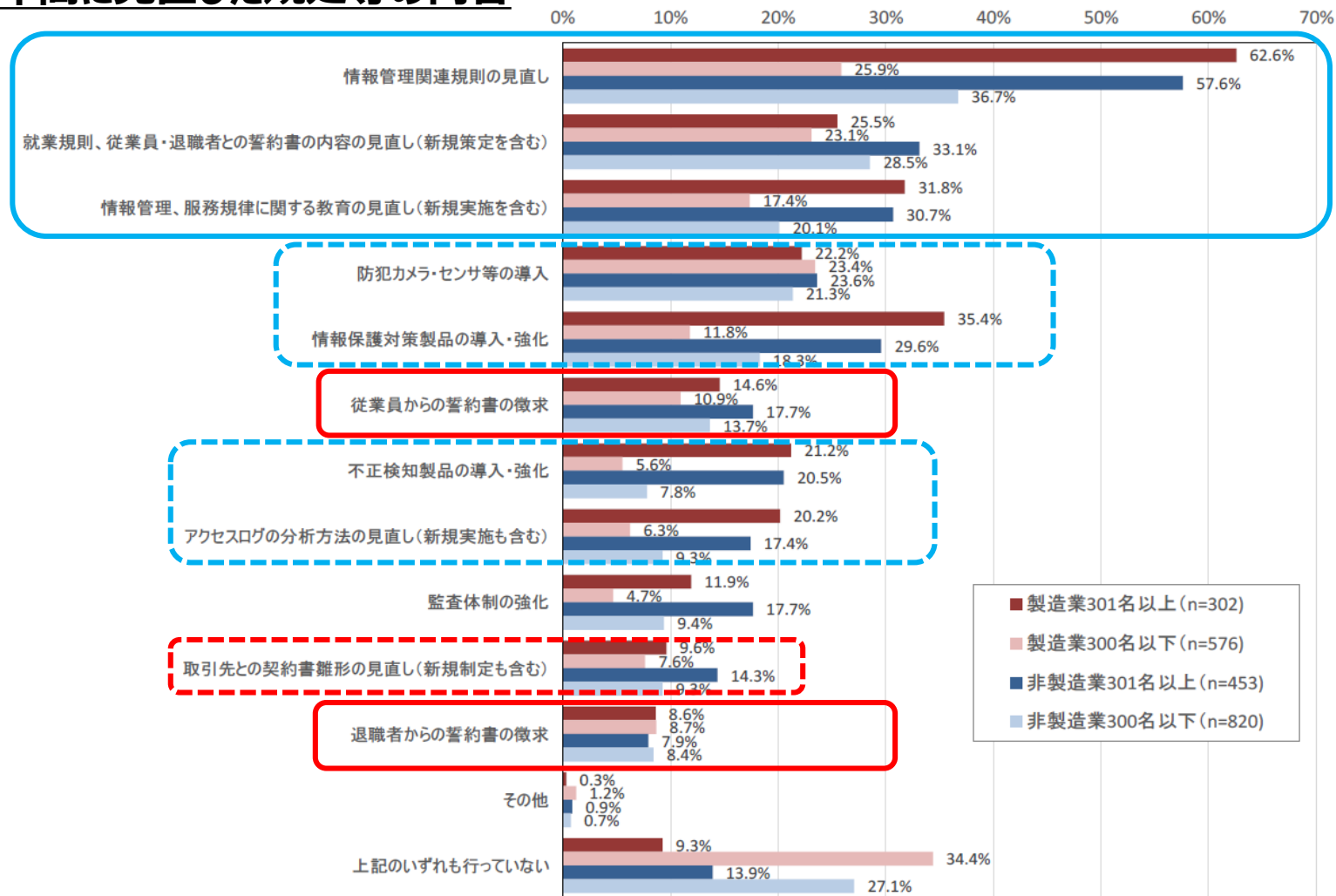




## 2-4. 平成27年改正以降の状況（情報漏えいの傾向③）

- 社内規定（情報管理規定、就業規則、誓約書）の見直し、対策技術の導入は進展。
- 一方、個別の従業員・退職者からの誓約書の徴求、取引先との契約見直しは低水準。

### 過去5年間に見直した規定等の内容



(出典) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) 「企業における営業秘密管理に関する実態調査」

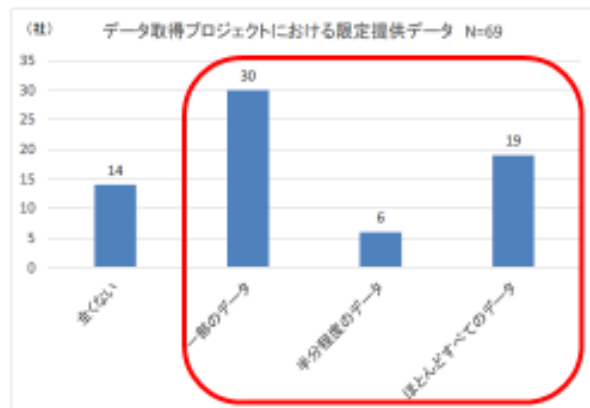
### 3. 限定提供データを巡る動向①

- 「限定提供データ」は制度施行から来年7月で3年を迎える。未だ判決にまで至った事案はないものの、RIETI調査によれば、企業実務の現場で「限定提供データ」の認知度は一定程度浸透していることが伺える。

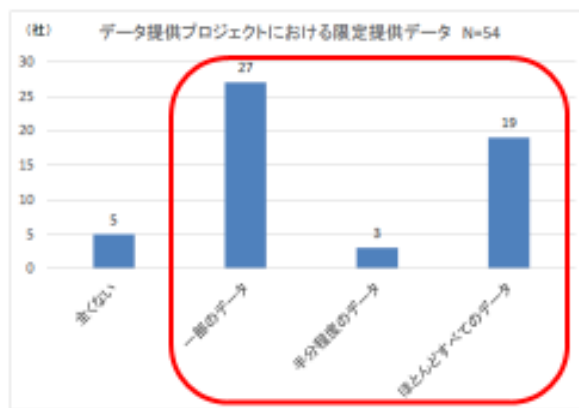
【参考：RIETI「企業において発生するデータの管理と活用～質問票調査による実態把握～」調査結果（渡部俊也 東京大学未来ビジョン研究センター教授他）】

- 2020年6月26日～8月31日にかけて、5,937社（上場企業 3,685社、未上場企業 2,252社）にデータ利活用に関する実態調査を実施（※有効回答は657社（11.1%）、2020年3月末時点の状況を回答）。
- 全体的なデータ利活用の状況としては、この3年間で大きく進展している傾向はみられなかったものの、データ利活用の今後の方針については、「拡大する見通し」と回答した企業の割合が増加しており、データ利活用の裾野が広がった可能性があると指摘。
- また、データ取得プロジェクト、データ提供プロジェクトにおいて「限定提供データ制度」を活用しているとする企業が比較的多いことが伺える、としている（下図参照）。

データ取得プロジェクト



データ提供プロジェクト



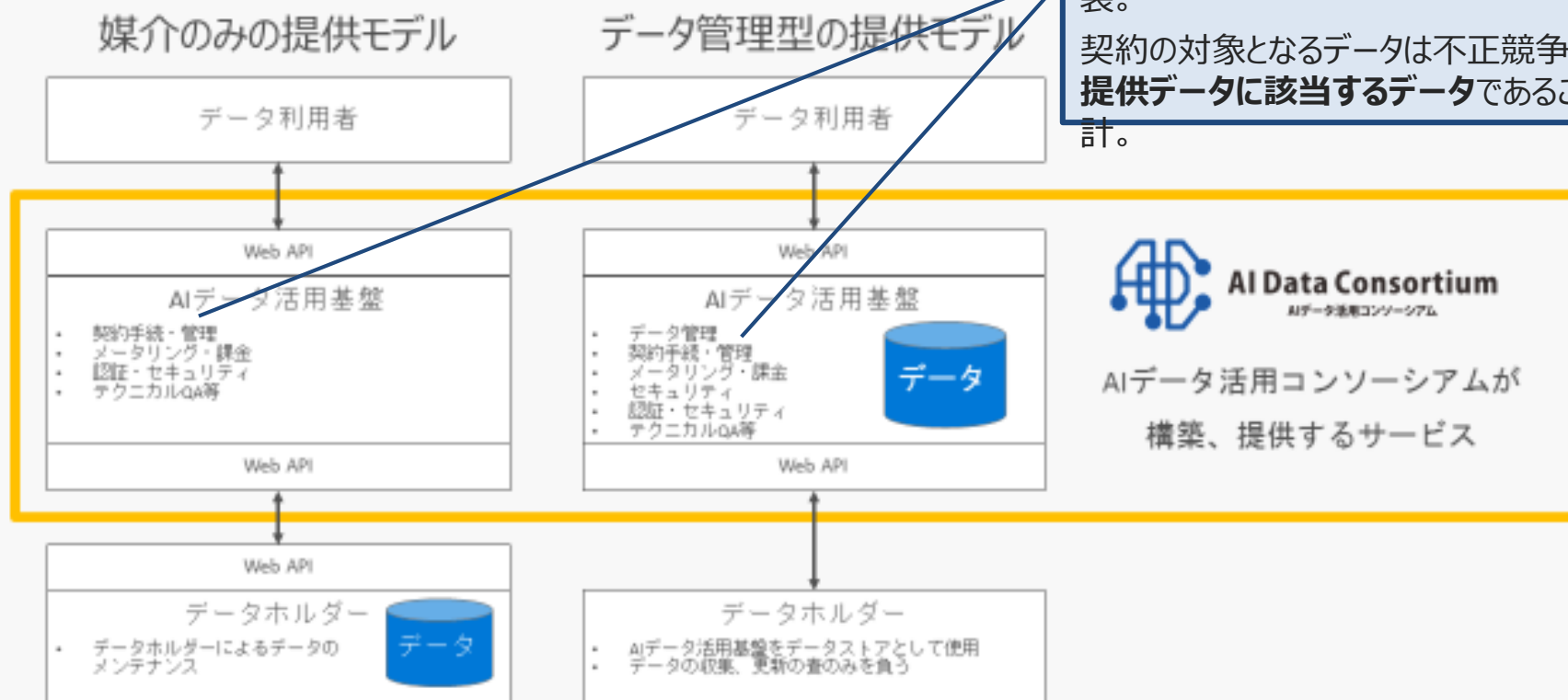
「全くない」と回答した企業の割合は、データ取得プロジェクトでは20.3%、データ提供プロジェクトでは9.3%であり、限定提供データとして扱っていた企業は比較的多い。

（出典）東京大学未来ビジョン研究センター・東京大学大学院法学政治学研究科共催シンポジウム「イノベーション促進のためのデータの保護」での東京大学未来ビジョン研究センター 渡部俊也教授の資料より抜粋

## (参考) 限定提供データの契約への実装例

- 一般社団法人AIデータ活用コンソーシアムでは、データ提供者や利用者が安心して利用できるデータ取引サービスとして「AIDC Data Cloud」を構築。当該サービスでは、提供されるデータが「限定提供データ」に該当することを念頭に設計されている。

### 目指す姿とチャレンジ ニーズに応じたAIデータ収集・提供のモデル



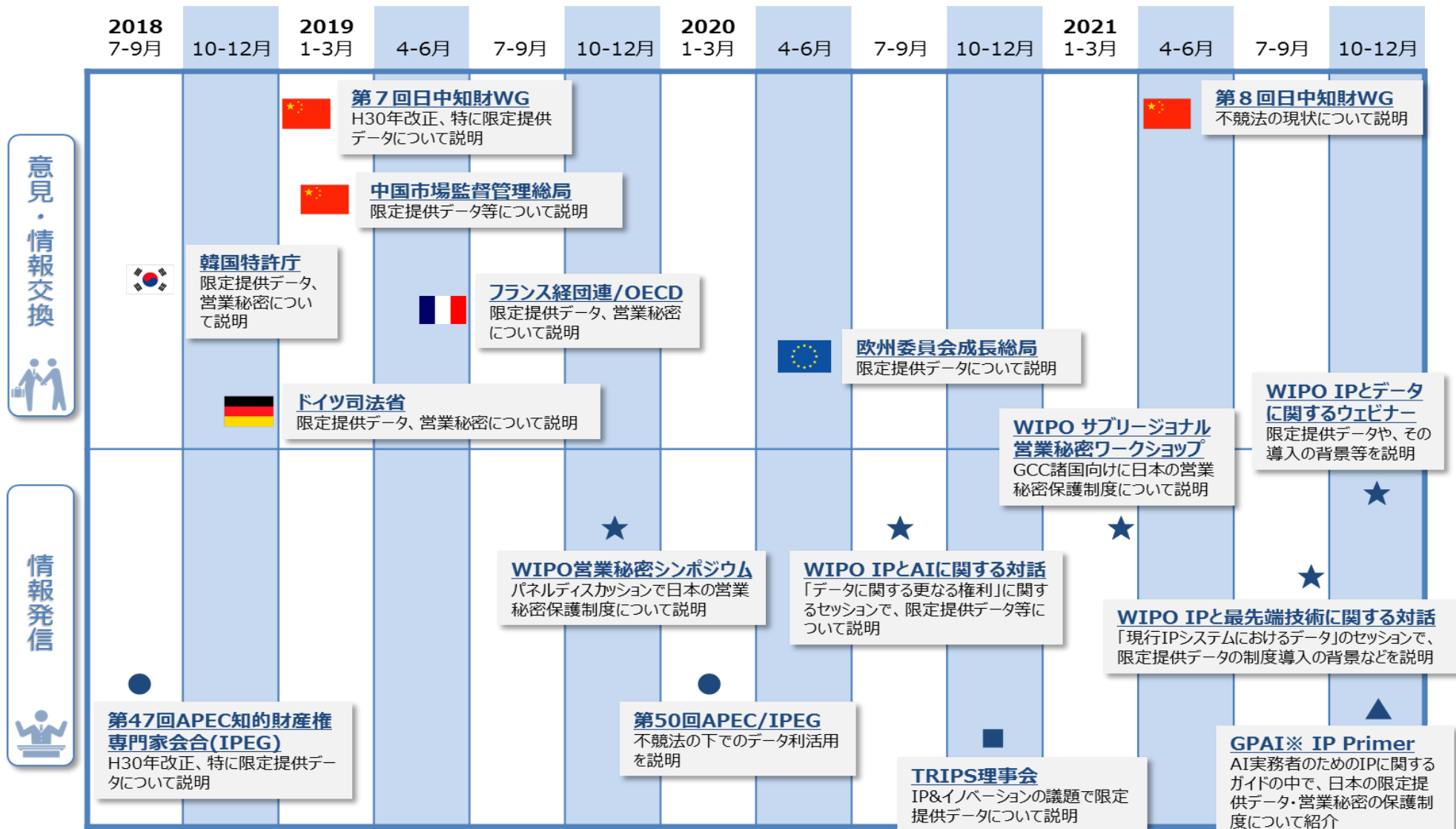
オリジナルデータ、クレンジングデータ、アノテーションデータの流通促進を目的として構築。

データ提供者が契約をカスタマイズできる機能を実装。

契約の対象となるデータは不正競争防止法上の**限定提供データに該当するデータ**であることを想定し設計。

### 3. 限定提供データを巡る動向②～海外への制度発信の取組み

- WIPO・TRIPS理事会や二国間対話の機会を通じ、海外への制度発信を継続実施。



※GPAI(Global Partnership on AI):「人間中心」の考えに基づく責任あるAIの開発と使用に取り組む国際的なイニシアティブ (2020.12時点では18カ国及びEUが参加)

### 3. 限定提供データを巡る動向③～国際動向



#### AI / データに関する取組

- オープンで包括的なプロセスで幅広い聴衆と多様な意見を集めることを目的として、2019年から3回にわたり、「IPとAIに関するWIPO対話」を開催。知財政策へのAIの影響から知財政策立案者が直面する可能性の高い16の論点（データの更なる権利、営業秘密を含む）を課題ペーパーにまとめ、公開。WIPO対話を通じ、これらの論点について情報共有。
- 2021年9月から「IPと最先端技術(データ)に関するWIPO対話」を開催。データは最先端技術の出現を促すものであり、データと既存の知財制度との相互作用を理解することが重要であるとして、知財制度がデータにどう適用されるのか等についての情報共有を実施。

#### データに関する取組

- 2020年に公表された「欧州データ戦略」では、データへのアクセス権について、「データアクセス権はセクター固有である必要があり、競争法では解決できない、市場の失敗が特定されるセクターのみ付与される」と言及。
- 同時に、「データへのアクセスを更に強化する観点から、知的財産権の枠組を評価する」とし、**具体的な方向性として、データベース保護指令の見直しと、営業秘密保護指令の明確化の可能性を示唆**（この点については2020年11月に公開された「知的財産に関する行動計画」にも明記）。

#### データ保護制度創設に向けた動き

- 2021年、韓国において、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案」として限定提供データと類似制度が国会で審議され可決。データ保護の一般原則を定めた「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」と同時に2022年4月から施行予定。
- 議員が示した提案理由等によれば、第四次産業革命や人工知能等、デジタル時代の根幹であるデータの重要性が益々大きくなっている一方、データ保有者に損害を与える行為に対する制裁が不十分であるため、**「データ不正使用行為」を法律に明確に規定して不正競争行為と同様に制裁することにより、健全なデータ市場の秩序を確立することを目的とする**、としており、当該制度により、データ不正使用行為に対する禁止請求・損害賠償請求など、民事的救済措置や、特許庁の行政調査・是正勧告などの行政的救済措置が可能になる。



EU



韓国



### 3. 限定提供データを巡る動向④～政府部内でのデータ利活用関係の議論の進展

- データ利活用推進のため「包括的データ戦略」の下、データ流通の阻害要因を払拭するために必要なデータ取扱いルールをPFに実装する際の検討視点と手順のガイダンス化が、デジタル庁と内閣府で進められている。

| ビジョン          |   | 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会  |  |          |  |       |  |        |  |      |   |
|---------------|---|--|--|----------|--|-------|--|--------|--|------|---|
| データ戦略のアーキテクチャ |   | 第一次取りまとめ   | 包括的データ戦略 検討項目  |          |  |       |  |        |  |      |   |
| 人材・セキュリティ     | 戦略・政策   | データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ活用原則<br/>(①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する)</li> <li>・行政におけるデータ行動原則の構築<br/>①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用</li> <li>・PFとしての行政が持つべき機能</li> </ul>   |          |  |       |  |        |  |      |   |
|               | 組織 { 行政<br>民間   | 社会実装・業務改革<br>デジタルツインの視点で<br>ビジネスプロセスの見直し   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映</li> </ul>  |          |  |       |  |        |  |      |   |
|               | ルール { データ<br>ガバナンス<br>連携<br>ルール   | トラストの枠組み整備<br>トラストの要素(意思表示の証明、<br>発行元証明、存在証明)を整理   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラスト基盤の構築(認定スキームの創設)<br/>[デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す]</li> <li>・トラスト基盤構築に向けた論点整理<br/>(トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認 等)</li> </ul>   |          |  |       |  |        |  |      |   |
|               | 連携基盤<br>(ツール)   | プラットフォームの整備<br>分野共通ルールの整理<br>分野毎のPFにおける<br>検討すべき項目の洗い出し<br>(官民検討の場、ルール、ツール等)                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発</li> <li>・データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルール<br/>(意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入/ロックイン防止 等)<br/>[デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定]</li> <li>・重点的に取り組む分野(防災、健康・医療・介護、教育等)のPF構築<br/>【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年迄までに実装する】</li> <li>・データ取引市場のコンセプトの提示</li> </ul>   |          |  |       |  |        |  |      |   |
|               | データ   | ベース・レジストリの整備<br>オープンデータ<br>データマネジメント   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベース・レジストリの指定(法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等)</li> <li>・ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討<br/>[デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す]</li> <li>・データマネジメントの強化/オープンデータの推進</li> </ul>   |          |  |       |  |        |  |      |   |
|               | 利活用環境   | 引き続き検討すべき事項  | <table border="1"> <tr> <td>デジタルインフラ</td> <td>・通信インフラ(Beyond 5G)(2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース(富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略)、データ取扱いのルール等の一体的整備</td> </tr> <tr> <td>人材・組織</td> <td>・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置</td> </tr> <tr> <td>セキュリティ</td> <td>・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築</td> </tr> <tr> <td>国際展開</td> <td>・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進(貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ)<br/>・G7 DFFTロードマップへのインプット[2023年G7日本会合を見据え成果を目指す]</td> </tr> </table> | デジタルインフラ | ・通信インフラ(Beyond 5G)(2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース(富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略)、データ取扱いのルール等の一体的整備 | 人材・組織 | ・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置 | セキュリティ | ・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築 | 国際展開 | ・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進(貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ)<br>・G7 DFFTロードマップへのインプット[2023年G7日本会合を見据え成果を目指す] |
|               | デジタルインフラ  | ・通信インフラ(Beyond 5G)(2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース(富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略)、データ取扱いのルール等の一体的整備 |  |          |  |       |  |        |  |      |   |
| 人材・組織         | ・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置  |  |  |          |  |       |  |        |  |      |   |
| セキュリティ        | ・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築  |  |  |          |  |       |  |        |  |      |   |
| 国際展開          | ・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進(貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ)<br>・G7 DFFTロードマップへのインプット[2023年G7日本会合を見据え成果を目指す] |  |  |          |  |       |  |        |  |      |   |
| インフラ          | データ利活用の環境整備<br>民間保有データの<br>活用の在り方<br>人材/国際連携/インフラ   |  |  |          |  |       |  |        |  |      |   |

(出典) デジタル庁「データ戦略推進ワーキンググループ(第2回)」資料2より抜粋

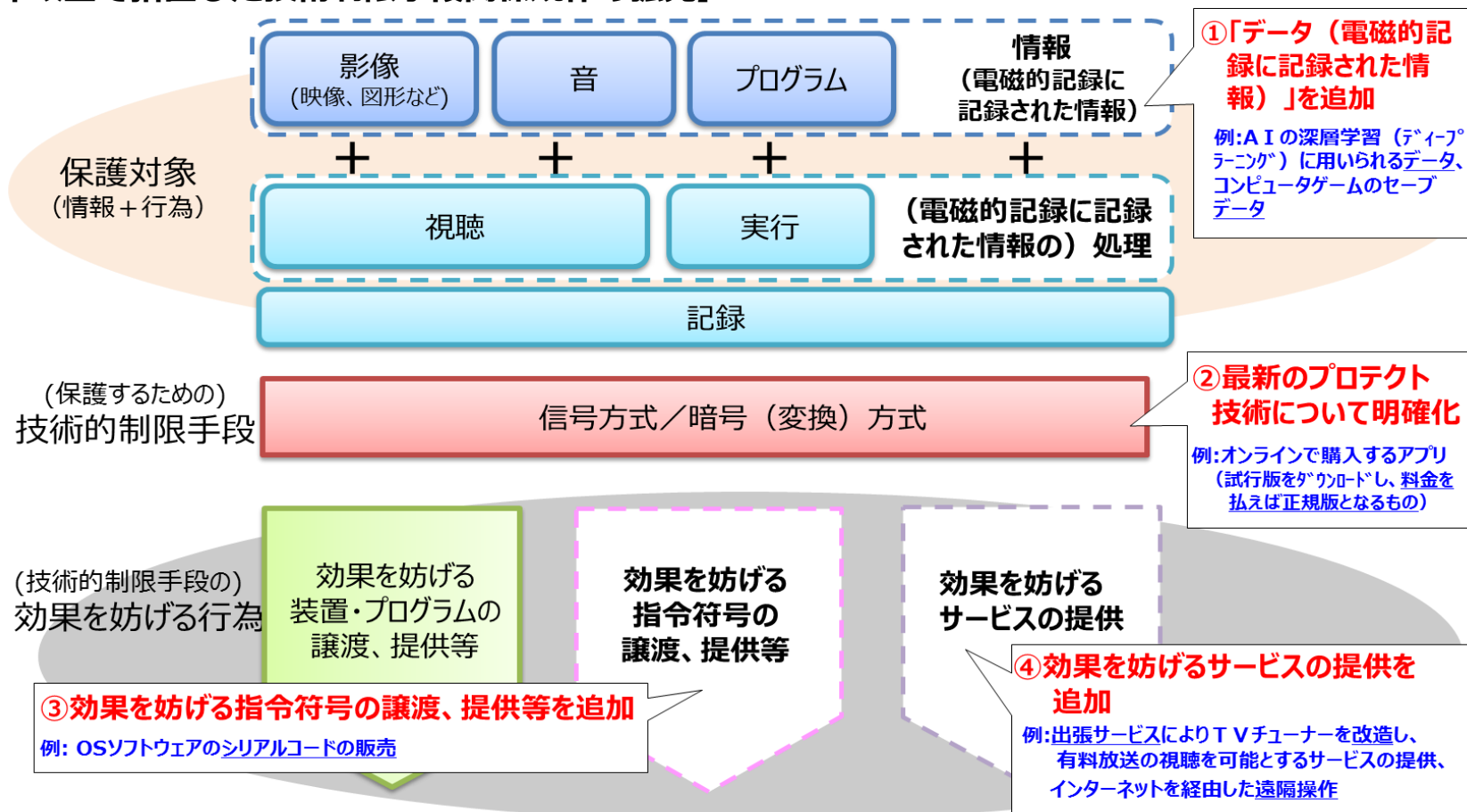
[https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211202\\_meeting\\_data\\_strategy\\_wg\\_02.pdf](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211202_meeting_data_strategy_wg_02.pdf)



### 3. 技術的制限手段を巡る動向①

- 平成30年改正では、技術的制限手段に関する規律について、不正競争行為の範囲を、機器の提供だけでなく「指令符号の譲渡・提供等行為」「サービスの提供等」に拡大する等措置。

#### 【平成30年改正で措置した技術制限手段関係規律の拡充】



※使用行為そのものについては、不正競争防止法の違反とはならない。ただし、他法令の違反に該当する場合はある。

### 3. 技術的制限手段を巡る動向②

- 制度施行（平成30年11月29日）以降、改正で拡充したセーブデータの改造に係る事案や、指令符号の提供に係る事案等に適用されている。

| 年月            | 事案概要   |
|---------------|--|
| 令和2年<br>7月8日  | <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>新潟県警察が、Nintendo Switch用ゲームソフトのセーブデータの改造代行をしていた東京都の中国籍男性を、Nintendo Switchに施された技術的制限手段を回避する役務を提供したとして、不正競争防止法違反の容疑で逮捕。</u></li><li>• 男性は、インターネット販売サイトにおいて、「最強セーブデータ代行」といった説明・出品をした上でセーブデータの改造代行を行い、購入者に代わってNintendo Switchに施された技術的制限手段を回避するサービスを提供したとして逮捕された。<b>【刑事】</b></li></ul>  |
| 令和2年<br>4月2日  | <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>家庭用ゲーム機ソフトのセーブデータを不正に改ざんするサービスを提供していた、ゲーム機関連会社「サイバーガジェット」代表取締役の男ら3人と法人としての同社が不正競争防止法違反（技術的制限手段の無効化役務提供）容疑で書類送検された。</u></li><li>• 家庭用ゲーム機「プレイステーション（PS4）」の「モンスターハンターワールド」などで、ゲーム内での所持金やアイテムを上限まで増やせる「CYBERセーブエディター（PS4用）」を17年から家電量販店などで販売していた。</li><li>• 書類送検容疑は18年12月から19年5月、京都府綾部市の男性ら購入者4人に、改ざんしたゲームソフトのセーブデータを提供するなどした疑い。購入者は商品に記されたURLとシリアルナンバーをパソコンで入力すると中国にあるサーバーから改ざんしたセーブデータがダウンロードでき、そのデータをPS4に移して遊ぶ仕組みだった。<b>【刑事】</b></li></ul> |
| 令和元年<br>6月19日 | <ul style="list-style-type: none"><li>• 愛知県警は、<u>ウイルス対策ソフトの不正なシリアル番号（識別符号）をインターネットオークションで正規品より安い価格で販売した疑いで男性を逮捕。</u></li><li>• 暗号などの効果を妨げる「プロテクト（技術的制限手段）破り」を助長する不正行為の範囲を拡大するなどした改正法が昨年11月に施行して以降、改正部分が適用されたのは全国で初めて。<b>【刑事】</b></li></ul>   |

# **参考資料①**

## **(令和元年以降の取組み)**

# 「制度研究会」について

- 国境をまたぐ不正競争防止法侵害事案の増加の可能性を見据えて、不正競争防止法の適用関係・解釈の整理について検討、また国内外の知的財産保護に係る法制度の整備・検討状況等を踏まえて、不正競争防止法について今後の課題について検討。
- 令和元年度、産業界、法曹実務家、学識経験者からなる制度研究会で議論。

## 論点Ⅰ 渉外事案についての適用関係

- 海外での営業秘密侵害等渉外事案について、不競法の適用関係を検討。
- 不競法侵害に係る国際裁判管轄、国際私法（準拠法）、刑事罰適用について考え方を整理し、類型毎の典型事例に即して民事訴訟において「考えられる主張方法」を整理。

## 論点Ⅱ 訴訟システムのあり方

- 令和元年特許法改正（査証制度・損害賠償推定規定）及び諸外国の制度整備の動きを踏まえて、不競法における訴訟システムのあり方を検討。

## 論点Ⅲ 新たな行為類型のあり方

- 令和元年意匠法改正（空間デザイン・画像デザインの保護）を踏まえて、不競法の新たな行為 類型のあり方を検討。

## 論点Ⅳ 営業秘密に係る罰則のあり方

- 機微・重要な技術情報の保護に対する関心の高まりを踏まえて、営業秘密侵害に係る罰則のあり方を検討。

## 【実施内容】

### ■ 制度研究会の設置：

- 平成31年4月から令和2年1月にかけて、合計8回の研究会を開催し、各論点について議論。

### ■ 諸外国制度調査：

- 論点Ⅰ～Ⅲに関し、諸外国の制度調査を実施（米国・ドイツ・中国）。

### ■ 産業界ニーズの把握（産業界調査）：

- 論点Ⅱ及びⅢに関し、日本経団連会員企業53社・日本知的財産協会会員企業977社、合計1030社に対し書面及び一部企業へのヒアリングを通じて意見聴取を実施。（※回答企業数524社、21社へのヒアリング調査を実施）

**⇒令和2年4月、報告書を取りまとめ・公表。**

公表URL：

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2019\\_03\\_01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2019_03_01.pdf)

# 「渉外事案における主張ポイント集」について①

- 今後、クロスボーダー事案が増加することを想定し、渉外侵害事案への対応について、企業の訴訟戦略に資するものとして「主張ポイント集」を取りまとめ・公表。

## 準拠法

- 複数の国にまたがる渉外事案は、法廷地の国際私法の規定に基づき、事案の性質に応じて関係が深いと考えられる国の法律が準拠法として選択・適用される。
- 渉外的な不正競争に関する事案は、不法行為の一態様に当たることから、**通則法第17条**に基づいて「**結果発生地**」の法律が適用される。

## 裁判管轄

- 日本では、民事訴訟法の国際裁判管轄に関する規定に基づき、日本の裁判所で裁判を行うことができるか否かが判断される。
- 渉外的な不正競争に関する事案は、不法行為の一態様に当たることから、**民訴法第3条の3第8号**に基づいて、「**加害行為地**」「**結果発生地**」のいずれかが日本の場合、日本で裁判を行うことが可能。

## 実際には「結果発生地」※の解釈がポイントとなる

産業界、法曹実務家からなる制度研究会で議論。**各見解の有力度合を一覧で整理し、想定される渉外事案の事例毎に、考えられる見解に従った場合の当てはめと、日本の裁判所において、日本法を適用した解決を図りたいと考える場合に考えられる主張方法**について、主張ポイント集として取りまとめ。

# 「渉外事案における主張ポイント集」について②

- 不正競争防止法の類型ごとに想定される渉外事案の事例を提示するとともに、考えられる見解に従った場合の当てはめと、日本の裁判所において、日本法を適用した解決を図りたいと考える場合に考えられる主張方法とについて、見開きで紹介。

原則、  
見開き2ページで構成

### 【事例1-1】営業秘密にかかる事例① 従業員による不正持出事案

元社員Y1が、Xを退職したうえ、企業Y2に転職し、Y2に対し、X在籍時（or X退職後）に取得したXの営業秘密を漏えい（開示）。Y2は、Xの営業秘密を取得したうえ使用・開示。  
Xは、Y1・Y2両者に対し、差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。

日本国内 α国(海外)

企業X 元社員Y1 (X社退職) 元社員Y1 (Y2社へ転職) 企業Y2

取得 訴訟提起 使用・開示

凡例: → 営業秘密の動き → 訴訟提起 → 人の移動

#### 委員会での議論の整理

##### 1. 準拠法についての基本的な考え方

I 通則法（同法第17条）

- (A) 管理地法説(○) → 日本法適用
- (B) 行為地法説(◎) → 元社員Y1:取得の場合日本法適用、開示の場合α国法適用  
企業Y2:取得・使用・開示の場合α国法適用
- (C) 市場地法説(○) → α国法適用
- (D) 被害企業所在地法説(△) → 日本法適用（企業Xが日本企業である場合）

II (E) 絶対的強行法規説(○) → 日本法適用

##### 2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- (A) 管理地説(○) → 日本の管轄肯定
- (B) 行為地説(◎) → 元社員Y1:取得の場合日本の管轄肯定、開示の場合否定  
企業Y2:取得・使用・開示の場合日本の管轄否定
- (C) 市場地説(○) → 否定（元社員Y1の取得は加害行為地管轄肯定）
- (D) 被害企業所在地説(△) → 日本の管轄肯定（企業Xが日本企業である場合）

### 【事例1-1】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本法の適用を主張する場合、どのような主張が可能か。

#### 1. 準拠法

##### Y1（元社員）に対する主張

- 多数の者の支持が得られると考えられる主張
  - ✓ 取得行為は日本で行われているため、取得行為を対象とする新法の結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張（もともと、開示行為は海外で行われているため、開示行為を対象とする新法の結果発生地（通則法第17条）は海外と考えられる。）、【B】
  - ✓ (退職時の契約書等に反する守秘義務違反が認められれば)「当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われた」（通則法第20条）に該当するため、「明らかにより一密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。【全】
- 一定の支持が得られると考えられる主張
  - ✓ 日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であることから、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【A】
  - ✓ Y1の行為は、不従法の刑事罰（特に国外犯処罰規定・海外重罰）の対象となる行為であることから<sup>\*1</sup>、日本法が絶対的強行法規として適用されるという主張。【E】
  - ✓ (通則法第17条の適用によって外国法が準拠法として選択されたとしても、)日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかにより一密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

Y1の退職時に秘密保持契約等を締結し、当該契約において、紛争発生時の準拠法を日本法とすることを合意しておくことで、日本法を準拠法として適用できる可能性が高まる。

##### Y2（企業）に対する主張

- 一定の支持が得られると考えられる主張
  - ✓ 日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であることから、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【A】
  - ✓ Y2の行為は、不従法の刑事罰（特に国外犯処罰規定・海外重罰）の対象となる行為であることから<sup>\*2</sup>、日本法が絶対的強行法規として適用されるという主張。【E】
  - ✓ (特に、転渡者Y2との関係では、予見可能性（通則法第17条但書）が問題となるが、)Y1との間に共同不法行為が成立し得る関係があれば、)日本での結果発生について予見可能性があるため、通則法第17条但書は適用されないという主張。【全】
  - ✓ (特に、転渡者Y2との関係では、予見可能性（通則法第17条但書）が問題となるが、)Y1がXの役員であること等から、Y2がY1から示された情報Xの営業秘密であると認識可能であったといえれば、)日本での結果発生について予見可能性があるため、通則法第17条但書は適用されないという主張。【全】
  - ✓ (通則法第17条の適用によって外国法が準拠法として選択されたとしても、)企業Xが日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかにより一密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。
- △ その他考えられる主張
  - ✓ (企業Xが日本企業である場合、)被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】

想定事例を提示

可能性のある主張について、可能な限り、考えられる主張を網羅的に整理



# 「渉外事案における主張ポイント集」について③

- 委員会において整理された適用関係に関する考え方を紹介。委員会において結論付けた各見解の有力性の程度を、「◎」、「○」、「△」で再掲。

基本的な考え方を確認

- 冒頭ページにおいて各見解の有力性の程度を一覧で整理  
(例) 準拠法の選択のポイント

| 適用の根拠                 | 準拠法の選択のポイント<br>(連結点)<br>※特に通則法第17条の「結果発生地」に関する具体的な考え方 | 営業秘密 | 限定提供データ | 技術的制限手段 | 商品等表示 | 形態模倣 | 信用毀損       |
|-----------------------|---|------|---------|---------|-------|------|------------|
| 通則法<br>↓<br>結果発生地の考え方 | A「管理地」法説  | ○    | ○       | —       | —     | —    | —          |
|                       | B「行為地」法説  | ◎    | ◎       | ◎       | △     | △    | △          |
|                       | C「市場地」法説  | ○    | ○       | △       | ◎     | ◎    | ○          |
|                       | D「被害企業所在地」法説  | △    | △       | △       | △     | △    | ○<br>(19条) |
| E 絶対的強行法規説            | ○   | —    | —       | —       | —     | —    |            |

## 【凡例】

- ◎本委員会において多数の者の支持が得られた見解
- 本委員会において一定の支持が得られた見解
- △本委員会において必ずしも支持が得られなかった見解

## 委員会での議論の整理

### 1. 準拠法についての基本的な考え方

#### I 通則法 (同法第17条)

- [A] 管理地法説《○》 → 日本法適用
- [B] 行為地法説《◎》 → 元社員Y1:取得の場合日本法適用、開示の場合α 国法適用  
企業Y2:取得・使用・開示の場合α 国法適用
- [C] 市場地法説《○》 → α 国法適用
- [D] 被害企業所在地法説《△》 → 日本法適用 (企業Xが日本企業である場合)

#### II [E] 絶対的強行法規説《○》 → 日本法適用

### 2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方 (民訴法第3条の3第8号)

- [A] 管理地説《○》 → 日本の管轄肯定
- [B] 行為地説《◎》 → 元社員Y1:取得の場合日本の管轄肯定、開示の場合否定  
企業Y2:取得・使用・開示の場合日本の管轄否定
- [C] 市場地説《○》 → 否定 (元社員Y1の取得は加害行為地で管轄肯定)
- [D] 被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄肯定 (企業Xが日本企業である場合)

各見解の有力性の程度を確認

# 「渉外事案における主張ポイント集」について④

- 民事訴訟を念頭に、準拠法、国際裁判管轄についての**主張（立論）の方法**について、「◎」、「○」、「△」の区分で紹介。
- 各主張の末尾に、**どの見解に基づく主張であるかを**、【 】（準拠法）、〔 〕（国際裁判管轄）を使って表現。※いずれの見解に基づいても可能な主張については【全】と表記。

以下区分で主張の方法について紹介

◎→**多数の者の支持が得られると**

考えられる主張

○→**一定の支持が得られると**考えられる  
主張

△→**その他**考えられる主張

主張適用の可能性を  
高めるためのポイントも掲載

## 【事例1-1】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本法の適用を主張する場合、どのような主張が可能か。

### 1. 準拠法

#### Y1（元社員）に対する主張

##### ◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 取得行為は日本で行われているため、取得行為を対象とする訴えの結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張（もともと、開示行為は、海外で行われているため、開示行為を対象とする訴えの結果発生地（通則法第17条）は海外と考えられる。）【B】

- ✓ 〔退職時の誓約書等に反する守秘義務違反が認められれば、〕「当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われた」（通則法第20条）場合に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。【全】

Y1の退職時に秘密保持契約等を締結し、当該契約において、紛争発生時の準拠法を日本法とすることを合意しておくことで、日本法を準拠法として適用できる可能性が高まる。

##### ○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であることから、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【A】
- ✓ Y1の行為は、不競法の刑事罰（特に国外犯処罰規定・海外重罰）の対象となる行為であることから※1、日本法が絶対的強行法規として適用されるという主張。【E】
- ✓ （通則法第17条の適用によって外国法が準拠法として選択されたとしても、）日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

##### △ その他考えられる主張

- ✓ （企業Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】

どの見解に基づく主張か確認

# 「テレワーク時における秘密情報管理のポイント」について

- 多くの企業でテレワークが実施されている状況を鑑み、不正競争防止法上の「営業秘密の保護」の観点から、企業の秘密情報を適切に守りながら、テレワークを実施していく上でのポイントをまとめ、公表。

テレワーク時における  
秘密情報管理のポイント  
(Q & A解説)

経済産業省知的財産政策室  
令和2年5月7日

テレワーク時における情報管理のポイント  
について、Q&A形式で解説

Q1

当社は、今までテレワークに対応した準備をしてきませんでしたが、昨今の情勢に鑑み、従業員のテレワークを認めたいと考えています。テレワークにあたってはこれまで企業の内部で保管していた営業秘密に該当する秘密情報も一部持ち帰って作業を行うなどの取り扱いを検討する必要がありそうです。営業秘密としての保護との関係が気になるのですが、まずは、どのような対応から始めたらよいのでしょうか。

A)

テレワークへの切り替えにあたって、改めて、秘密情報の管理の態様や諸規程の整備状況を確認し、必要に応じて見直しを図ることが有用と考えられます。

具体的には、

- ① 営業秘密管理規程や情報取扱規定、セキュリティ規定等の社内規程がテレワークに即した内容になっているかの確認・改訂、
  - ② 当該諸規程について従業員（派遣労働者も含まれます。）への周知徹底（メールによるリマインドやe-ラーニングの実施等）、
  - ③ 情報の性質に応じた当該情報への適切なアクセス権者の設定、
  - ④ 「㊟」（マル秘）・「社内限り」といった秘密であることの表示の付記、
  - ⑤ ID・パスワードの設定、
- といった対応をとることが考えられます。

具体的な対策例を詳細に記載

知的財産政策室HPにてダウンロード可能

# データ利活用のポイント集・てびきについて

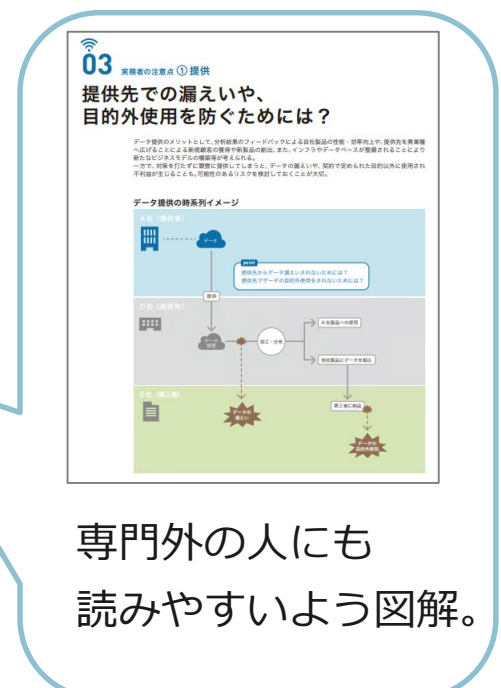
- データ利活用時の留意点の整理や対策の紹介によって、データ利活用を志向する企業の不安を少しでも払拭することを意図して作成。
- ポイント集（濃青）は、経営者に対するメッセージや、Q&A形式による実務のポイント等を記載。てびき（白）は、データ利活用の概要を掴みたい方に向けて、ポイント集のエッセンスを抜粋。



【表5. データ使用におけるQ&Aのチェックシート】

| 項目 | Q 番号 | データを利用するときの疑問点                               | 実行を推奨する事項  | チェック                     | 頁     |
|----|------|--|--|--------------------------|-------|
| 取得 | Q204 | 取得データを加工等で使用する場合に、どのような点に留意すればよいか。           | a. 他社との契約内容を確認   | <input type="checkbox"/> | 106 頁 |
|    |      |  | b. 物理的・技術的に自社データと区別                                    | <input type="checkbox"/> |       |
|    |      |  | c. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことと保証を要求、不特定上の類型を確認        | <input type="checkbox"/> |       |
|    |      |  | d. 著作権法平成 30 年改正を踏まえつつ、著作権や著作人格権を侵害しないよう留意のうえ、データを取り扱う | <input type="checkbox"/> |       |
| 提供 | Q205 | 取得データを基にした派生データ等を自由に使用する場合に、どのような点に留意すればよいか。 | a. 契約における利用権限を確認                                       | <input type="checkbox"/> | 108 頁 |
|    |      |  | b. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことと保証を要求、不特定上の類型を確認        | <input type="checkbox"/> |       |
| 使用 | Q206 | データの取崩しが算取等された場合に、データ提供を継続させる何か手立てはないか。      | a. データ提供の継続を契約書に明記                                     | <input type="checkbox"/> | 110 頁 |
|    | Q207 | 取得データを業務委託先に使用させる場合に、どのような点に留意すればよいか。        | a. 他社との契約における第三者提供の禁止を確認                               | <input type="checkbox"/> | 111 頁 |
|    |      |  | b. 不特定上の類型を確認  | <input type="checkbox"/> |       |
|    |      |  | c. 個人情報等が含まれていないか確認                                    | <input type="checkbox"/> |       |

知りたい項目を  
探しやすいように  
Q&A形式で掲載。



専門外の人にも  
読みやすいよう図解。

知的財産政策室HPにてダウンロード可能

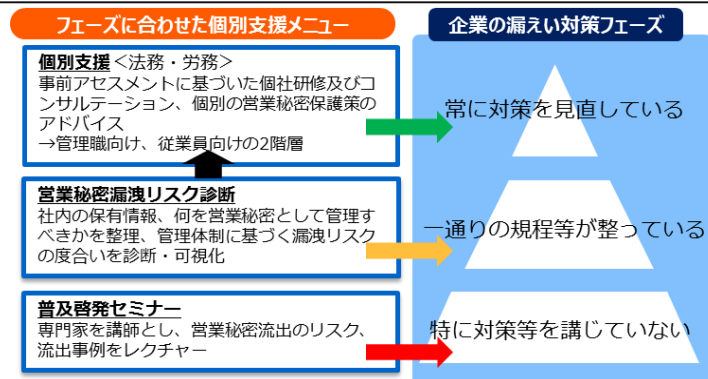


# 海外における営業秘密漏えい対策支援事業(中小企業アウトリーチ事業)について

- 日本の中小・中堅企業の海外展開が増加する中、海外での情報漏えいリスクも増大。
- 令和元年以降、在外日系企業の営業秘密管理体制の整備・拡充を支援するため、現地専門家による個別企業へのハンズオン支援、営業秘密管理マニュアルの作成等の情報管理の必要性に係る支援・啓発を実施。【JETROに事業を委託】

## 1. 目的・背景

- グローバル化により海外に進出する日系企業が増加。
- 一方、中小企業を中心に、営業秘密管理の重要性認識や管理体制整備が不十分な企業は少なくない。また、秘密管理の重要性を認識している場合でも、製造や労務管理等に忙殺され、管理体制の整備にまで手が回らないケースも散見。
- そこで、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえて、**現地の事情に通じた専門家によるハンズオン支援**（相談・助言、改善策等の作成支援）と**情報提供活動**（営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルの作成・啓発）を通じて、**日本企業の営業秘密管理体制の整備の支援を拡充し、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防止を目指す。**



## 2. 事業の概要・実施状況

### 【個別支援】

- 中国に進出する日系企業は、32,000社超と世界最多で、人材の流動性が高く、営業秘密流出に関する相談も多い。また、他の日系企業の進出が多い国でも実施。  
☞ 3年度実施国：中国、タイ、ベトナム、シンガポール
- **営業秘密管理体制整備を希望する企業**に対し、JETROが課題・要望等のヒアリングを行った上で、現地の専門家とマッチングし、**現場でのオーダーメイド式の支援を無料で実施。**  
☞ 年間40件を目途として個別支援を実施

### 【営業秘密管理マニュアルの作成・啓発】

- 日本との法制度・ビジネス慣行等の違い、国別の注意点・特徴に焦点を当てて、営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルを作成・公表。  
☞ これまでに、中国、タイ、ベトナムについて作成。  
現在、米国、欧州（英仏独）、韓国等について準備中。  
☞ 営業秘密の定義、効果的な漏えい対策、流出事例、判例、各種雛形を紹介
- また、現地専門家から、個社支援等の経験を踏まえた啓発・成果普及セミナーを開催。

# 外国公務員贈賄防止に関する研究会①

- 2020年1月に「外国公務員贈賄防止に関する研究会」の設置。
- ①報告書、②「外国公務員贈賄防止指針」改訂版、③「外国公務員贈賄防止指針のてびき」をとりまとめ、本年5月に公表。

## 外国公務員贈賄防止に関する研究会の開催経緯

- 第1回 令和2年1月7日  
議事 ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
- 第2回 令和2年2月21日  
議事 ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について  
・ 外国公務員贈賄罪の制裁等について
- 第3回 令和2年6月10日  
議事 ・ 外国公務員贈賄罪の制裁等について  
・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について  
・ 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて  
・ 外国公務員贈賄防止に関する研究会の報告書（案）について
- 第4回 令和2年7月17日  
議事 ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について  
・ 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて  
・ 外国公務員贈賄防止に関する研究会の報告書（案）について

## 委員名簿（敬称略・50音順）

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 座長 | 國廣 正   | 国広総合法律事務所 弁護士                             |
|    | 佐伯 仁志  | 中央大学法務研究科 教授                              |
|    | 佐々木 英靖 | パナソニック株式会社 法務・コンプライアンス本部<br>法務部 部長        |
|    | 澤口 実   | 森・濱田松本法律事務所 弁護士                           |
|    | 下中 佑一朗 | 日本商工会議所・東京商工会議所 特別顧問企業<br>三和電気工業株式会社 総務部長 |
|    | 高 巖    | 麗澤大学大学院経済研究科 教授                           |
|    | 長澤 貴夫  | 日本貿易会 法務委員会 副委員長<br>住友商事株式会社 法務部長         |
|    | 名取 俊也  | 名取法律事務所 弁護士                               |
|    | 春田 雄一  | 日本労働組合総連合会<br>総合政策推進局 経済・社会政策局 局長         |
|    | 古本 省三  | 日本製鉄株式会社 取締役 常任監査等委員                      |
|    | 和田 俊憲  | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授                        |

（オブザーバー）法務省、外務省、警察庁、中小企業庁、消費者庁、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人国際協力機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本貿易保険、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本貿易会、日本商工会議所・東京商工会議所



# 外国公務員贈賄防止に関する研究会②～法制面に関する論点

- 研究会では、フェーズ4での勧告を受けて、法制面に関する
  - (1) 財産的制裁、(2) 公訴時効期間、(3) 外国人従業員の管轄権の3点について、検討を実施

| 論点         | 現状   | 対日審査での指摘事項   | 本研究会における議論のまとめ  |
|------------|--|--|---|
| 財産的制裁      | <p><b>【外国公務員贈賄罪での罰金】</b><br/>                     自然人：500万円以下（不競法21条2項7号）<br/>                     法人：3億円以下（不競法22条1項3号）<br/>                     ※2021年2月時点で、外国公務員贈賄罪の適用事件における最高罰金額は自然人：100万、法人：9,000万。<br/> <b>【条約】</b><br/>                     刑罰の範囲は<b>自国の公務員に対する贈賄に適用されるのと同等のものと規定</b>(3条1)。(※自国公務員に対する贈賄罪での罰金は250万円以下(刑法198条))</p> | <p>勧告12(a)：外国公務員贈賄で有罪となった<b>自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律</b>を制定すること。<br/>                     勧告15(a)：大規模な汚職事案においても、課される<b>罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること</b>、又は<b>贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科することができる他の根拠を提供すること</b>。</p> | <p>・自然人の法定刑：<b>自国公務員に対する贈賄罪と比して現状の法定刑でも十分であること等から、直ちに法定刑の引き上げを行うことについては否定的な意見が大半</b>。<br/>                     ・法人の法定刑：<b>中小企業者にとっては現行の法定刑の上限額でも十分な抑止力となっていること、入札資格のはく奪、レビュテーションリスクのインパクト等、実際の罰金額以外の要素も踏まえ、慎重に検討すべき</b>。罰金スライド制※の導入についても、外国公務員贈賄罪に関し、罰金額の根拠とするに相応しい基準を見だし得るかについて慎重な検討が必要。<br/>                     ※商取引額や不当利得の額等をベースとして、罰金額の上限を規定する制度</p> |
| 公訴時効期間     | <p><b>【公訴時効期間】</b><br/> <b>法定刑を基準として決められており、その期間を経過することによって公訴時効が完成</b>(刑訴法250条)。<br/> <b>【外国公務員贈賄罪の懲役刑】</b><br/>                     5年以下(不競法21条2項7号)<br/> <b>【自然人、法人の公訴時効期間】</b><br/>                     5年(刑訴法250条2項5号、不競法22条3項)※一定の事由により時効の進行が停止し、停止事由が消滅した後に残存期間が進行する制度がある(刑訴法254条,255条)。</p>                                       | <p>勧告7(c)：外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために<b>外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること</b>、又は同様の目的を達成するために捜査の間<b>公訴時効期間を停止する手段を導入すること</b>。</p>   | <p>・刑事訴訟法において、公訴時効期間は、当該罪の法定刑の最も重い刑が基準となっているところ、<b>公訴時効期間を延長することを目的とする懲役刑の上限の引き上げは適切でない</b>との意見が大半。<br/>                     ・自然人に連動させて法人の時効を停止させるとなると、<b>両罰規定を有するその他の法令に多大な影響があるため、不競法単体で結論を得ることは困難</b>。</p>   |
| 外国人従業員の管轄権 | <p><b>【管轄権】</b><br/> <b>国内で贈賄行為を行った者</b>(刑法8条,1条)<br/> <b>国外で贈賄行為を行った日本人</b>(不競法21条8項、刑法3条)<br/> <b>従業員等が法人の業務に関して贈賄行為をした場合はその法人</b>(不競法22条1項3号)<br/>                     →(海外で活動する)外国人従業員が国外で贈賄行為を行った場合については、<b>日本人や日本国内の者との共謀が認められれば、その法人も含め、管轄権を有する</b>(処罰可能)。</p>  | <p>勧告14(b)：<b>海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと</b>。</p>   | <p>・日本における外国公務員贈賄事案において、日本人や日本国内の者が関与しない事案は想定し難いところ、<b>それらの者と共謀関係がない従業員にまで無条件に管轄権を拡大することの必要性は認められない</b>との意見が大半。<br/>                     ・外国公務員贈賄罪に保護主義又は世界主義を適用するとの考え方についても検討したが、<b>これまでの保護主義・世界主義の考え方に照らして、直ちに、外国公務員贈賄罪に、これらの考え方を適用し場所的適用を拡充することは適切でない</b>、との意見が大半。</p>   |

# 外国公務員贈賄防止に関する研究会③～外国公務員贈賄防止指針の改訂

- OECD贈賄作業部会フェーズ4対日審査報告書（令和元年6月）の勧告への対応
- 前回の大幅改訂（平成27年）からの情報の更新

## ① 勧告への対応

### 【勧告4】

- 条約コメンタリー8の訳文を正しく修正
- 「自己に有利な形」が本人のみならず属する企業等を含むことの明確化
- 企業への経済的損害が贈賄を正当化することはないことの明確化

### 【勧告5】

- スモール・ファシリテーション・ペイメント(SFP)の定義の明確化及び企業への禁止を奨励

## ② 情報の更新

### 【主な項目】

- デュー・デリジェンス(DD)の記載を追記
- M&Aの留意点を追記
- 有事における対応の在り方として、検察官に対する合意制度の適用の申し入れの検討を追記
- 外国公務員贈賄罪の適用事例を追加
- 国内の関連施策として、合意制度の説明を追記

## **参考資料②**

**(米国・欧州・中国における営業秘密保護法制)**

# 米国における法制度

- **米国では、連邦法と各州法により営業秘密の保護が図られている。**
- 連邦法はこれまで刑事措置のみを規定していたが、「営業秘密防衛法」の成立により、民事措置が追加された。

|    | 連邦法<br>(海外・州間取引の製品・サービスに関連する<br>営業秘密が対象)   | 各州法  |
|----|--|--|
| 刑事 | 合衆国法典18巻90章<br>(通称:「経済スパイ法」)<br>(Economic Espionage Act of 1996<br>(「EEA」))        | 大多数の州で刑事法を制定。<br>しかし、ほとんど利用されていない。<br><br>※州刑事法に基づく訴訟事案は、全体の約2%<br>(1995年~2009年調べ) |
| 民事 | 合衆国法典18巻90章<br>(通称:「営業秘密防衛法」)<br>(「Defend Trade Secrets Act」(S.<br>1890) (「DTSA」)) | 多くの州が「統一営業秘密法」<br>(UTSA) に基づいた州法を制定<br>※米国の裁判例などを分析・整理し<br>て作成した参考用のモデル法           |

- ✓ 2016年5月、「営業秘密防衛法」(DTSA) が新たに成立。
- ✓ 営業秘密侵害に対する連邦レベルでの民事的救済が可能となった(州を跨ぐ取引(interstate commerce) に対して民事的な救済を求めることが可能等)。州毎のルールを理解して対応するなどの企業の負担が軽減されることが期待されている。
- ✓ 2021年4月、USTR スペシャル301条報告書にて、中国の営業秘密保護の執行に懸念が表明。
- ✓ 2021年の第117回連邦議会では、中国による米国の知財窃取を防ぐことを目的とした法案が上程。

# 欧州における法制度（EU指令制定の背景）

## <背景>

- 営業秘密保護のための統一的な制度がなく、加盟国によって保護の方法や内容が異なる。
- 国境を越えた共同研究開発に支障をきたしているとの問題点が指摘されていた。

### ● 2016年 営業秘密の保護に係る統一的な制度（EU指令※） を新たに導入

（最低水準の保護を担保するものであり、加盟国は本指令以上の保護を与えることが可能）

加盟国は、指令施行後2年以内に国内法を整備する必要がある

※5月27日成立。7月5日施行。



- 2018年 英、仏、蘭、伊…計16カ国施行
- 2019年 独、西 …計11カ国施行

### ● 2020年11月 キプロスが国内法を整備し、全てのEU加盟国が国内法を整備済に

## 規定内容（民事のみ）

- ✓ 「営業秘密」の定義（TRIPS39条2項と同一）
- ✓ 侵害となる行為
- ✓ 民事的救済措置（暫定・予防措置、差止・是正措置、損害賠償等）
- ✓ 本指令が影響を及ぼさない行為（表現・報道の自由、雇用の流動性、内部告発等） 等  
→本指令制定に際し、営業秘密保護の名の下に報道の自由や雇用の流動性等が阻害されるのではとの懸念が強く出ていたことから、上記の内容を含む適用除外、正当とされる行為に関する規定が盛り込まれた。



# 中国における法制度①

- 中国では、反不正当競争法、刑法、民法通則法及び司法解釈により営業秘密の保護が図られている。

|      | 法律   |
|------|--|
| 侵害行為 | <u>反不正当競争法(9条)</u><br><small>※2017,2019年改正</small>                                 |
| 民事   | <u>民法通則法：差止め(118条)</u><br><u>反不正当競争法：損害賠償(17条)</u><br><small>※2017,2019年改正</small> |
| 刑事   | <u>刑法(219条-220条)</u><br><small>※2020年改正</small>                                    |
| 行政   | <u>反不正当競争法(21条)</u><br><small>※2017,2019年改正</small>                                |

「営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」(2020年)

「知的財産権侵害の刑事事件の審理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈(三)」(2020年)

「最高人民検察院、公安部による営業秘密侵害刑事事件の立件・訴追基準の改正に関する決定」(2020年)

「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定」(1998年)  
 →「営業秘密保護規定」として改正予定(パブコメ済)

- ✓ 2017年、営業秘密侵害が深刻になったことを受け、法改正を実施
- ✓ 2019年、米中合意(2020年1月)に先んじて法改正を実施
- ✓ 2020年12月、刑法の法改正を実施(2021年3月施行)  
 (米中合意に応じて営業秘密侵害罪の行為を拡大、営業秘密の海外流出の刑事罰やスパイ罪を規定)

## 中国における法制度②

### <背景>

➤ 管理不足、激しい人材流動やデジタル媒体による秘密漏洩等により営業秘密侵害が深刻化

#### ● 2017年 反不正当競争法 改正※

営業秘密の定義の変更、営業秘密の入手先の例示（(元)従業員）、不正取得手段の拡張（詐欺、賄賂）、行政処罰の厳格化、民事賠償責任の明確化 等 ※11月4日公布。翌年1月1日施行。

➤ 2018年、**米中貿易摩擦**～中国による営業秘密の不正取得、中国への技術移転を懸念

#### ● 2019年 反不正当競争法 改正※

- ✓ 営業秘密の定義の変更
  - ✓ 侵害行為の追加（電子侵入や教唆・幫助）
  - ✓ 侵害者の主体の拡張（法人、非法人組織、事業者以外の自然人）
  - ✓ 侵害行為に対する制裁の強化（懲罰的賠償制度の導入、賠償額や過料の上限引上げ）
  - ✓ 立証責任の転換 等
- ※4月23日公布及び施行。下線は合意内容に対応するもの。

➤ 2020年1月15日、**米中合意（中国に対する営業秘密に関する義務）**

#### ● 2020年 司法解釈及び刑法 改正

# (参考) 諸外国における価値あるデータ関連制度

- 価値あるデータの保護については、現状、各国ともに契約及び営業秘密法制による保護で対応。

| 国・国際機関 | データ保護に関する考え  | 法制度によるデータ保護   |    |    |                       |    | 契約によるデータ保護における特徴 | 権利付与によるデータ保護における特徴 | その他動向   |
|--------|--|---|----|----|-----------------------|----|------------------|--------------------|---|
|        |  | 営業秘密  |    |    | 不正アクセス                |    |                  |                    |   |
|        |  | 制度名称  | 民事 | 刑事 | 制度名称                  | 民事 |                  |                    |   |
| アメリカ   | <ul style="list-style-type: none"> <li>価値あるデータは、営業秘密関連法、その他現行法、契約等によってロバスト性の高い保護を実現している。一方で、契約関係にない第三者による不正取得等に対する懸念もある。</li> </ul>                      | 不法行為法リステイメント<br>連邦経済スパイ法(EEA)<br>統一営業秘密法(UTSA)<br>連邦営業秘密保護法(DTSA)                               | ○  |    | コンピュータ犯罪取締法(刑法第1030条) |    | ○                | 懲罰的損害賠償            | 連邦著作権法(インターネット上のコンテンツを対象としたデジタルミレニアム著作権法)<br>連邦データ戦略(2019年)             |
| 欧州委員会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>価値あるデータは、契約による保護を基本としている。契約外の第三者による不正取得に対しては、営業秘密、競争法、サイバーセキュリティ法、内部告発者保護法等の各国現行法の範囲内で保護されるものがあるという考え。</li> </ul> | 営業秘密保護指令  | ○  |    | -                     | -  | -                | モデル契約開発中           | データベース保護指令(著作権とsui generisによる保護)<br>単一デジタル市場戦略(2015年)<br>欧州データ戦略(2020年) |
| ドイツ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>価値あるデータは、契約による保護を基本としており、第三者による不正取得は営業秘密に該当する場合には営業秘密で規制するという考え。</li> </ul>                                       | 営業秘密保護法(GeschGehG)<br>民法(823条, 1004条)   | ○  | ○  | 刑法(202a,b条)           |    | ○                |                    | データベース保護指令に基づく国内法<br>自動車業界による自主的ガイドライン                                  |
| フランス   | <ul style="list-style-type: none"> <li>価値あるデータは、契約及び営業秘密で対応可能なものについてはそれぞれについて保護。</li> </ul>  | 商業法典(第L151条-L153条)<br>知的財産法典(621-1条)<br>民法典(1382, 1383条)<br>労働法典(1227-1条)<br>刑法典(311-2, 313-1条) | ○  | -  | 刑法典(323-1, 323-3条)    |    | ○                |                    | 知的財産法典(341-1条)(著作権)<br>国家クラウド戦略(2021年)                                  |
| イギリス   | <ul style="list-style-type: none"> <li>価値あるデータは、営業秘密(機密情報の保持)、競争法、コンピュータ不正使用法等対応可能な範囲内で保護。</li> </ul>  | The Trade Secrets (Enforcement, etc.) Regulations 2018<br>コモン・ロー                                | ○  | ○  | コンピュータ不正使用法(1, 3条)    |    | ○                |                    | データベース保護指令に基づく国内法<br>国家データ戦略(2020年)                                     |
| 中国     | <ul style="list-style-type: none"> <li>価値あるデータは、営業秘密に該当する場合には営業秘密で保護</li> </ul>  | 反不正当竞争法<br>民法通则(118条)<br>刑法(219条)   | ○  | -  | サイバーセキュリティ関連法         |    | ○                | -                  | サービス業革新発展大綱(2017年)等   |

※経済産業省「海外におけるデータ保護制度に関する調査研究 調査報告書」(平成29年11月)を基に、独・仏・英の営業秘密保護指令の国内法やその他の動向を追記。

**参考資料③**  
**(不競法の主な事案について)**

| 類型  | 年月  | 事案概要   |
|---|---|--|
| <b>周知表示混同惹起行為</b><br>(第2条第1項第1号)                | 平30.3   | 原告のユニットシェルフ(パーツを選んで組み合わせることができる棚)と、類似の形態のユニットシェルフを販売している被告に対して、当該行為は周知表示混同惹起行為に当たるとして、被告製品の販売の差止め等が命じられた事案(無印良品一知財高判平30.3.29.)。【 <b>民事</b> 】   |
|   | 令元.6  | 原告の三角形のピースを敷き詰めるように配置することなどからなる形態のバッグ(BAO BAO)と、類似の形態のバッグを販売している被告に対して、当該行為は周知表示混同惹起行為に当たるとして、被告製品の販売の差止め等と損害賠償(約7,100万円)が命じられた事案(イッセイミヤケー東京地判令元.6.18)。【 <b>民事</b> 】                                 |
| <b>著名表示冒用行為</b><br>(第2条第1項第2号)                  | 平30.10  | 原告のモノグラムと類似のモノグラムを付したバッグ等を販売している被告に対して、当該行為は著名表示冒用行為に当たるとして、損害賠償(約170万円)が命じられた事案(ルイ・ヴィトン一知財高判平30.10.23)。【 <b>民事</b> 】  |
|   | 令2.1  | 原告の「MARIO KART」「マリオ」等の表示と類似する「MariCar」、「MARICAR」、「maricar」等の標章を営業上使用している被告に対して、当該行為は著名表示冒用行為に当たるとして、使用差止め等と損害賠償(約5,000万円)が命じられた事案(任天堂一知財高判令2.1.29)。【 <b>民事</b> 】                                     |
| <b>形態模倣品提供行為</b><br>(第2条第1項第3号)                 | 平30.8   | 原告の商品の形態を模倣した婦人用コートを販売していた被告に対して、当該行為は形態模倣商品の提供行為に当たるとして、損害賠償(約1,000万円)が命じられた事案(ザ・リラクスー東京地判平30.8.30)。【 <b>民事</b> 】   |
|   | 平31.1   | 原告の商品の形態を模倣したサックス用ストラップを販売していた被告に対して、当該行為は形態模倣商品の提供行為に当たるとして、販売差止め等と損害賠償(約20万円)が命じられた事案(タツミ楽器一知財高判平31.1.24)。【 <b>民事</b> 】  |
| <b>営業秘密侵害行為</b><br>(第2条第1項第4号～第10号、第21条第1項・第3項) | 平31.4<br>※第2条第1項第7号   | 日本の鉄鋼メーカーの元従業員である被告が、変圧器などに使う「方向性電磁鋼板」の製造技術を韓国の同業者に対して開示した行為が、営業秘密の領得・開示に当たるとして、個人に損害賠償(約10億2,300万円)が命じられた事案(日本製鉄一東京地判平31.4.24)*。<br>*韓国企業(ポスコ)に対する損害賠償請求訴訟は、平成27年9月末に約331億円の支払いを受けて和解。【 <b>民事</b> 】 |
|   | 平31.3   | 大手ITコンサルの執行役員である被告人が、同業者にヘッドハンティングされて二重雇用にある間に、顧客向けの金融システム提案書、技術者名簿等を転職先から貸与されたデバイスにコピーするなどした行為が、営業秘密の領得・開示に当たるとして、懲役1年(執行猶予3年)、罰金50万円が科された事案(フューチャーアーキテクト事件一東京地判平31.3.26)。【 <b>刑事</b> 】             |
|   | 令元.6<br>※第21条第1項、第3号<br>口   | 日本の工具メーカーの元従業員が、中国の同業者への転職にあたって、製品の設計データをUSBメモリなどにコピーした行為が、営業秘密の領得に当たるとして、懲役1年2月、罰金30万円が科された事案(富士精工事件一名古屋地判令元.6.6)。【 <b>刑事</b> 】   |
| 令2.3<br>※第21条第1項第3号口、同項第4号                      | 大手塗料メーカーの元執行役員である被告人が、塗料の商品設計に関する情報をUSBメモリーに複製して保存し、競合企業に転職後、書面やメールで開示した行為が、営業秘密の領得・開示に当たるとして、懲役2年6月、執行猶予3年、罰金120万円が科された事案(日本ペイント事件一名古屋地判令2.3.27)。【 <b>刑事</b> 】 |  |



| 類型  | 年月            | 事案概要   |
|---|---------------|--|
| <b>技術的制限手段無効化装置提供行為</b> (第2条第1項第17号・第18号) | 令元.6          | 同年1月19日に、愛媛県内の50代の無職の男性ら計3人に対し、ウイルス対策ソフトの不正なシリアル番号(識別番号)をインターネットオークションで正規品より安い価格で販売した疑いで兵庫県明石市の会社員A容疑者(21)を逮捕。A容疑者は「シリアル番号を販売したことは間違いない」と供述している。<br>暗号などの効果を妨げる「プロテクト(技術的制限手段)破り」を助長する不正行為の範囲を拡大するなどした改正法が昨年11月に施行して以降、 <b>改正部分が適用されたのは全国で初めて。</b>   |
| <b>誤認惹起行為</b> (第2条第1項第20号、第21条第2項第1号)     | 平31.3         | 外壁塗装リフォーム業者である被告人Yが、ウェブサイト制作業者Aに口コミサイトの制作を依頼し、公開。当該サイトではYがランキングの1位と表示されていたところ、原告XはYに対し、同業者であるYが、自ら管理・運営する本件サイトにおいて、Yをランキングの1位と表示したことは、Yの提供するサービスの質、内容が全国の外壁塗装業者の中で最も優良であるとして高く評価されているかのような表示をしていた点で、不正競争(役務の質、内容について誤認させるような表示)に該当するとして、不正競争防止法4条に基づき、損害賠償を請求した。本件ランキング表示は、Yの提供する「役務の質、内容…について誤認させるような表示」に当たると認めるのが相当とし、弁護士費用等、一部について認容されている。(ステマランキングサイト事件—大阪地判平31.4.11)。 <b>【民事】</b> |
|   | 令2.1          | 被告人ら(食品販売会社とその経営者)がメキシコ産クロマグロを長崎産と偽って販売した行為が、商品の原産地について誤認させるような虚偽の表示に当たるとして、経営者に懲役1年(執行猶予3年)、食品販売会社に罰金150万円が科された事案(横手水産物地方卸売市場等事件—秋田地判令2.1.17)。 <b>【刑事】</b>  |
| <b>信用毀損行為</b> (第2条第1項第21号)                | 令元.10         | 発明の名称を「回転歯ブラシの製造方法及び製造装置」とする発明(特許3981290号)に係る特許権を有する被告及び被告特許権の専用実施権者である被告会社が、原告の取引先に、原告各製品が被告特許権を侵害する疑いが極めて濃厚である旨の書面を送付したことについて、当該行為が信用毀損行為に当たるとして、差止め等と損害賠償を求めたところ、差止めと損害賠償(約385万円)が命じられた事案(大阪地判令元.10.28。併合された特許権侵害に係る債務不存在確認も認められている)。 <b>【民事】</b>   |
| <b>外国公務員贈賄</b> (第18条)                     | 平31.3<br>令元.9 | タイ王国で火力発電所の建設工事を請け負っていた日本企業の元執行役員等の3名が、タイ王国の公務員に対し、許可条件違反を黙認し、仮桟橋への接岸及び貨物の陸揚げを禁じないなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの意図の下に、現金1,100万タイバーツ(約3,993万円相当)を供与したとして、2人に懲役1年6月(執行猶予3年)、1人に懲役1年4月(執行猶予3年)が科された事案(東京地判平31.3.1、東京地判令元.9.13)。 <b>【刑事】</b>   |
|   | 令2.1          | 電子機器製品の販売等を業とする現地法人(タイセイの現地法人)社長(当時)が、通関の違反をめぐる追徴金を減額させるなど有利な取り計らいを受けるため、ベトナムのハイフォン市税関局の幹部職員2人に15億ドン(約735万円)を供与したとして、被告人に100万円の罰金が科された事案(名古屋簡略式命令令2.1.21)。 <b>【刑事】</b>   |